



学生納付特例制度について、もっと詳しく

（過去にさかのぼって申請できます）

申請時点から2年1カ月前までの期間について、申請が可能（卒業後でも申請できます）。

※申請が遅れると、万が一の障害年金などを受けられないことがあります。申請は速やかに行いましょう。

（申請すると、年度ごとに本人の所得が審査されます）

申請する年度分の前年所得が審査対象です。たとえば、平成28年度分（平成28年4月～平成29年3月）を申請すると、平成27年中の所得が審査対象となります。

（所得の目安）118万円 + (扶養親族等の数 × 38万円) で計算した額以下であること

例：扶養なしで給与収入なら194万円程度

（申請手続き）

申請時の必要書類

① 申請書

市区町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構のホームページから入手可能。申請書は、年度ごとに1枚必要。

② 添付書類

学生証（有効期間が表記されているもの）または在学証明書。学生証はコピーでも可能ですが、在学証明書は原本を提出。

提出先

住民票を登録している市区町村役場の国民年金窓口または年金事務所（郵送可）。または在学している大学などが学生納付特例事務法人の指定を受けている場合は、申請を委託することも可能（下記「MEMO」参照）。

申請後

日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。却下通知書が届いた場合は、保険料を納付する必要があります（平成28年度の国民年金保険料は1カ月16,260円）。在学中は毎年度の申請が必要です。

（納付猶予が承認された期間の保険料）

10年まで納付が猶予されます。ただし、2年の納付期限を過ぎると保険料に加算がつくため、納付があとになるほど割高になります。

MEMO

学生納付特例事務法人制度

学生納付特例事務法人制度は、学生が申請しやすい環境を整備し、学生の年金受給権を確保する目的で平成20年4月に設けられました。この法人の指定を受けた大学などは、学生から委託を受けて申請を代行できるようになります。また、平成26年10月1日からは、この法人が学生から学生納付特例申請書を受理した日を申請日とみなす取り扱いに変更され、障害年金への影響が改善されました。



横山 玲子
社会保険労務士

よこやま・れいこ
横山玲子社会保険労務士事務所代表

横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
http://www.r-yokoyama-office.jp/
Twitterアカウント @mayokor

学生期間中の国民年金手続き

今日は、国民年金の学生納付特例制度についてご説明します。



学生納付特例制度とは

所得が少ない学生のために、国民年金保険料の納付が猶予(先送り)される制度。

メリット

- 猶予期間中の病気やケガによって障害が残ったときに障害基礎年金を受けられる(障害の程度などの要件あり)。
- 猶予が認められた期間は、年金を受けるために必要な期間として数える。

対象となる学生

20歳以上で、大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校[※]に在学し、本人の前年の所得が基準以下の学生。

※各種学校：学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

手続き

住民票を登録している市区町村役場の国民年金窓口、または年金事務所へ申請書と在学期間がわかる書類を提出。在学中は毎年申請が必要なので注意。

和也 離れて暮らしている大学生の息子から、国民年金保険料の納付が猶予される手続きをしたという話を聞ききました。

先生 「学生納付特例」の手続きをされたのですか。息子さんは20歳になったのですか？

和也 21歳です。20歳になったときに手続きをしていなかったそうです。

先生 どんなきっかけで年金手続きのことを知ったのでしょうか？

和也 大学の年金セミナーだそうです。私が学生のころはそういうセミナーに参加する機会はありませんでした。

先生 最近では、学校で年金のことを教わる機会が増えています。学生納付特例の手続きを学校で受けつける仕組み

みもあります。手続きをしていなかったことが原因で、不慮の事故などによる障害年金を受けられないということが起きないように、制度も改正されました。

和也 ところで、学生納付特例は、一度手続きをすれば卒業まで何もしなくてよいのですか？

先生 在学中は毎年申請が必要です。息子さんの場合は、20歳までさかのぼって、申請したかどうか確認が必要ですね。それと学校がかわったり、大学院へ進学したり、短大から4年制へ編入する場合も手続きが必要です。

和也 息子に伝えます。学生のうちから年金制度を理解して、自分自身で手続きすることは大事ですね。